

## 随意契約理由書

件名	鯉川線道路改良工事	
契約の相手方	株式会社島田組	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>鯉川線は、JR元町駅から旧居留地や南京町、メリケンパークに向かう主要な南北の動線であるが、現歩行者交通量に比べ歩道幅が狭い、滞留スペースがない、違法駐輪が多い、観光バスの駐停車場所となっているなど、様々な課題がある路線である。課題解消のため、平成25年度に地域と一体となって「にぎわいの回遊空間創出プロジェクト」実行委員会を設置し、社会実験や関係者との協議を重ねてきた結果、令和2年度中に歩道拡幅とともにデザインされた空間整備を行うことで地域の合意形成が得られたため、早期に整備を進めていく必要がある。</p> <p>本工事については、制限付一般競争入札に付したが、3月18日に応札がなく入札中止となったものである。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当することから、神戸市建設協力会員かつ本工事内容に実績のある複数の業者に対し、随意契約の依頼を行い、最初に内諾を得られた業者を選定した。</p> <p>ついては、上記業者に本工事を随意契約し、速やかな現場着手を図る。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局中部建設事務所	(電話番号 511-0515)